

○法務省令第 号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十四条の二の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

法務大臣 小泉 龍司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（船舶観光上陸の許可）</p> <p>第十三条の二 法第十四条の二第一項又は第二項の規定による船舶観光上陸の許可の申請は、別記第十</p> <p>七号の二様式による申請書一通を入国審査官に提出して行わなければならない。</p>	<p>（船舶観光上陸の許可）</p> <p>第十三条の二 法第十四条の二第一項又は第二項の規定による船舶観光上陸の許可の申請は、別記第十</p> <p>七号の二様式による申請書及び船舶観光上陸を希望する外国人が記載した別記第六号の七様式による書</p>

<p>「2く6 略」</p>	<p>面各一通を入国審査官に提出して行わなければならない。 ない。</p> <p>「2く6 同上」</p>
----------------	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記第六号の七様式を削る。

別記第十七号の二様式を次のように改める。

別記第十七号の二様式(第十三条の二関係)

日本国政府法務省	番号		
年 月 日			
船舶観光上陸許可 申請書 数次船舶観光上陸許可			
入国審査官 殿			
出入国管理及び難民認定法第14条の2の規定に基づき、下記の者(名)に対する(数次)船舶観光上陸の許可を申請します。			
下記の者については、①日本から退去強制されたこと、出国命令により出国したこと、又は日本への上陸を拒否されたこと、②日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたこと、③麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤等の規制薬物又は銃砲、クロスボウ、刀剣類若しくは火薬類の所持につき、いずれにも該当しないことを本人の申告に基づき確認しました。			
1 氏名	(男 ・ 女)		
2 生年月日			
3 国籍・地域			
4 旅券番号			
5 指定旅客船の名称			
6 寄港予定			
寄港順	出入国港	入港予定日	出港予定日
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
7 備考			
(注1)項目1から4までは別紙リストに取りまとめて記載の上添付することもできます。			
(注2)項目6について、数次船舶観光上陸許可においては、本邦の出入国港に入港後、再び本邦の出入国港に入港するまでに寄港する外国の港についても記載してください。			
指定旅客船の船長又は運送業者の署名			
入国審査官記載欄			
許可番号			
許可年月日			
備考			
	許可者		
	入国審査官		

附 則

この省令は、公布の日から施行する。